

地銀協ライフサポート 団体信用生命保険制度の概要

ご加入について

- *お借入時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、完済時の年齢が満76歳未満の方。
- *生命保険会社の承諾を得られる方。
※健康状態によってはご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。
- *がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方や、告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方はご加入いただけません。
- *お借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出いただきます。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

お支払事由

3大疾病保険金

就業不能保険金

死亡保険金

*保険期間中に死亡されたとき。

高度障害保険金

*保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき。（注1）

悪性新生物（がん）

*保険期間中に所定の悪性新生物（上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。（注2）
但し以下の場合には保険金がお支払われません。
①保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき
②保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき
③保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき

急性心筋こうそく

①保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】（注3）
②保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。（注4）

脳卒中

①保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】（注3）
②保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。（注4）

長期就業不能保険金

保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態（注5）となり、その状態が12ヵ月（就業不能給付金のお支払い事由に該当してから9ヵ月）を超えて継続したとき。

就業不能給付金

保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態（注5）となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき、4～12ヵ月目の毎月約定返済額が最長9ヵ月を限度として支払われます。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

- （注1）「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- （注2）「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等の支払いについて」および「3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中」をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- （注3）「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等の支払いについて」をご参照ください。
- （注4）「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等の支払いについて」および「3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中」をご参照ください。
- （注5）「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等の支払いについて」および「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。

これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険 および 3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

みやぎん住宅ローン

充実の
保障

ライフサポート団信

「万が一への備え」に、「ケガや病気への備え」もプラスされ、
これまで以上に安心して住宅ローンをご利用いただけます。

3大疾病

- ▶ 所定の**がん**と診断確定されたら、
- ▶ **脳卒中・急性心筋こうそく**で
 - ①所定の手術を受けたら、または
 - ②所定の状態が60日以上継続したら

死亡または所定の高度障害

死亡または所定の高度障害状態に該当したら

ケガや病気

（※精神疾患を除きます）

所定の就業不能状態が3ヵ月を超えて継続したら以後の継続している期間においては
月々の住宅ローン返済が0円
さらに、所定の就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したら

住宅ローン残高が0円

ご利用いただける方

お借入時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、完済時の年齢が満76歳未満の方。
生命保険会社の承諾を得られる方。
※健康状態によってはご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

対象住宅ローン

みやぎん住宅ローン「満額快答」など
※一部対象とならない商品がございます。

融資利率

対象住宅ローンの適用金利+0.2%

その他

詳しい内容につきましては、ライフサポート団信申込書兼告知書でご確認ください。

この保険制度の特徴

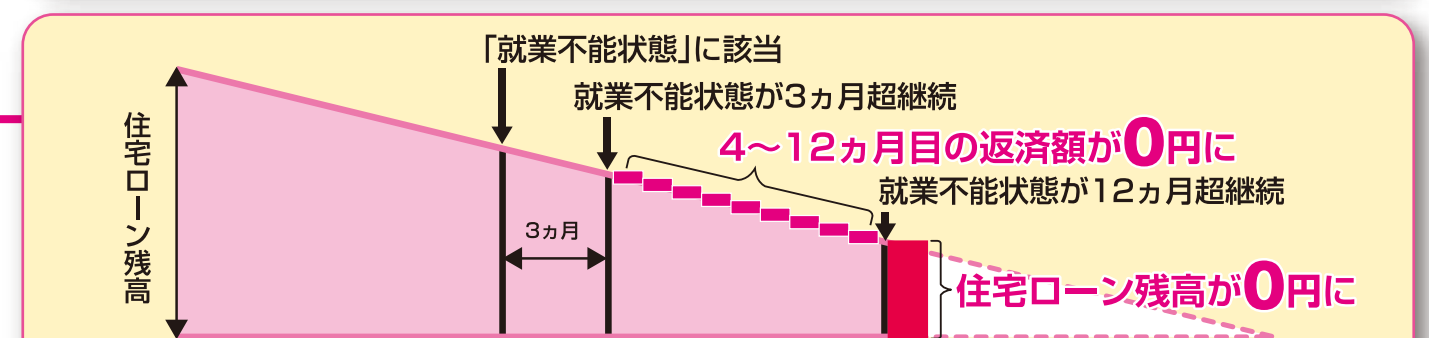
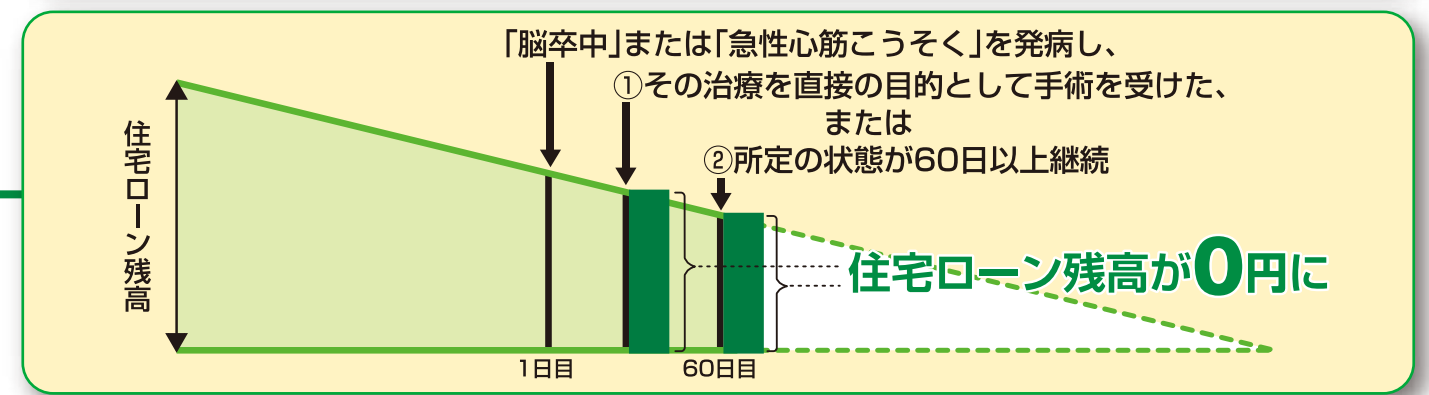
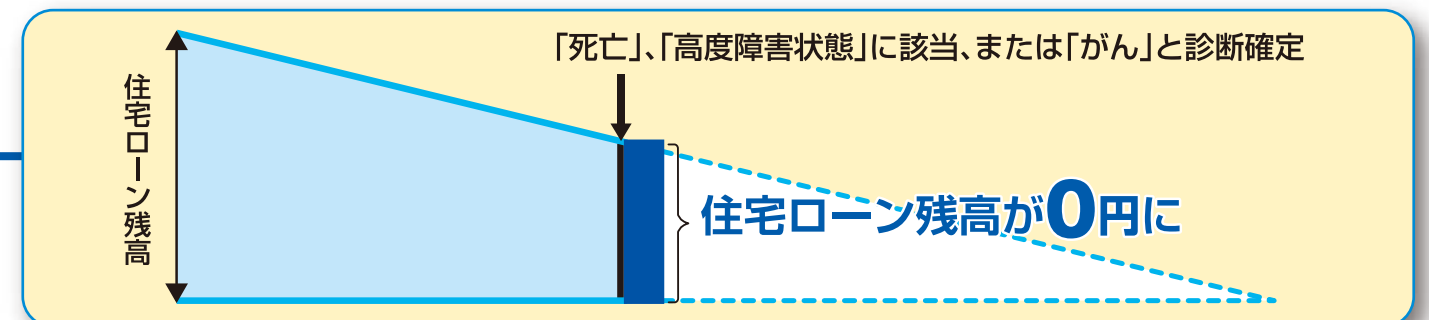
ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(注)は当パンフレットの4頁をご参照ください)

死 亡	死亡されたとき
高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき(注1)
がん	所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(注2)
3大疾病 脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、 ①その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき(注3)【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】 または ②その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(注4)
3大疾病 急性心筋こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、 ①その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき(注3)【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】 または ②その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(注4)
ケガや病気	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(注5)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき 就業不能状態の継続期間4～12ヵ月 毎月の返済額を保障 就業不能状態が12ヵ月を超えたら

住宅ローン残高を保障し完済

お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



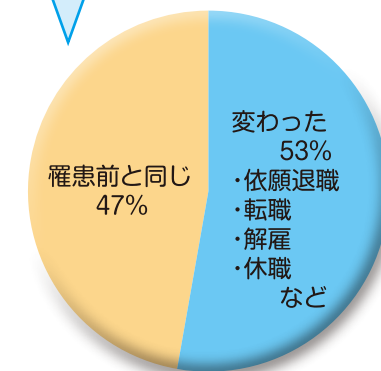
「所定の就業不能状態」について(注5)	
以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。	
「入院」	「在宅療養」
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること ▶上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとしてします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること ①身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの ▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

万が一への備え(死亡・高度障害)

3大疾病への備え

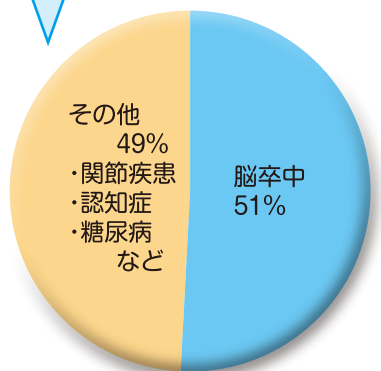
ケガや病気への備え

がん罹患後の勤務先での就労状況の変化



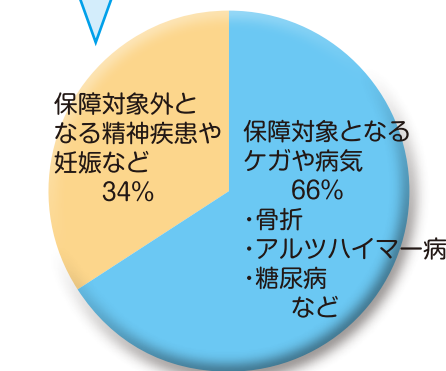
出典: 関キャンサースキャン「がんサバイバーに向けた調査」(平成23年)

介護が必要となった主な原因(40～64歳)



出典: 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

長期入院(4ヵ月以上)となるケガや病気(3大疾病を除く)



厚生労働省「患者調査」(平成23年)より明治安田生命保険(株)が作成